

令和3年1月4日

お客様 各位

丸八信用組合

定期積金の商品内容改定のお知らせ

4月以降に新規に給料天引きを開始する定期積金につきましては、下記のとおり、商品内容を改定いたします。改定に伴い、お客様からご提出いただく申込書の変更等がございますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 商品内容の改定について

- (1) 「定期積金」、「定期積金（新規職員限定）」及び今後募集する定期積金は、『自動再契約サービス』を付けた定期積金といたします。
- (2) 現行の定期積金は、3月に新規に給料天引きを開始する定期積金をもって、募集を終了いたします。

自動再契約サービス

1. 満期となる定期積金と同一の契約内容（掛金、積立期間、満期金受取方法及び満期金受取口座）で、満期月に自動的に再契約するサービスです。なお、利率は、満期月の「預金等店頭掲示金利表」に記載の「定期積金」利率を適用します。
2. 再契約の中止や再契約内容の変更をご希望される場合は、「定期積金自動再契約中止・契約内容変更届」等をご提出いただくことにより、手続きいたします。

2. 定期積金申込書の変更等について

- (1) 申込書は、次のとおり変更します。

現行	変更後
・定期積金入金票（新約用）	・定期積金申込書兼自動再契約依頼書
・定期積金入金票（新約用） （新規職員限定）	・定期積金申込書兼自動再契約依頼書 （新規職員限定）

- (2) 現行の申込書の受付期限

1月20日（水）まで受付いたします。なお、1月21日（木）以降に受付されました現行の申込書は、一旦ご返却し、変更後の申込書を再提出いただくこととなります。お手数をおかけしますが、よろしくお願い申し上げます。

- (3) 変更後の申込書の受付開始日

2月1日（月）から取扱いいたします。

以上

定期積金自動再契約サービスのQ&A

Q 1. なぜ、自動再契約サービスを導入するのですか。

A 1. 現在、定期積金の満期を迎えた方の約8割の方に継続して申込みを頂いていますが、同じ掛金額、期間で継続する場合であっても、改めて申込書の提出をお願いしています。

定期積金の自動再契約を導入した場合、申込書を提出しなくても満期を迎えた定期積金と同じ内容で、再契約が可能となります。ただし、利率は、満期月の預金等店頭揭示金利表の定期積金利率が適用されます。

Q 2. 自動再契約サービスとは何ですか。対象となる商品はどれですか。

A 2. ①満期となる定期積金と同一の契約内容で、満期月に自動的に再契約します。

なお、利率は、満期月の預金等店頭揭示金利表の定期積金利率を適用します。

②再契約の中止や再契約内容の変更をご希望される場合は、「定期積金自動再契約中止・契約内容変更届」等を満期月の前月20日（20日が休業日の場合は、前営業日）までにご提出いただくことにより、手続きいたします。

③対象となる商品は、「定期積金」、「定期積金（新規職員限定）」及び今後募集する定期積金で、自動再契約サービスを付けた定期積金といたします。

Q 3. 今までの定期積金と何が違いますか。

A 3. ①従来のお申込みは、新規給料天引き開始月の前々月の20日を受付締切日としておりましたが、今後は「定期積金申込書兼自動再契約依頼書」など申込書の受付締切日が開始月の前月の20日（20日が休業日の場合は、前営業日）となります。

②従来、満期月の3ヵ月前に送付していましたが「定期積金継続のご案内」は、「契約更新のご案内」に変更し、満期月の2ヵ月前に「定期積金の満期のお知らせ」とともに送付します。

③定期積金のお届出印を共通化することにより、従来、お申込みの都度に届出いただいた印鑑票の提出は不要となります。（詳細は、次頁「定期積金お届印の共通化のQ&A」をご参照ください。）

Q 4. 自動再契約サービスを中止したい場合はどうしたらいいですか。また、掛金、積立期間は変更できますか。

A 4. 再契約サービスの中止や再契約内容の変更をご希望される場合は、「定期積金自動再契約中止・契約内容変更届」を満期月の前月20日（20日が休業日の場合は、前営業日）までにご提出いただくことにより、契約内容を中止・変更させていただきます。

なお、「定期積金自動再契約中止・契約内容変更届」は、満期月の2ヵ月前に送付します「定期積金の満期のお知らせ」に同封します。

Q 5. 契約内容の確認はどうしたらいいですか。

A 5. 初回給料天引き月の翌月上旬頃に送付します「定期積金ご契約のお知らせ」又は、満期月の2ヵ月前の上旬頃に送付します「定期積金の満期のお知らせ」にてご確認をお願いします。

Q 6. 自動再契約しない場合のケースはどのような場合ですか。

- A 6. ①満期日前に中途解約した場合
②約定どおり払込みが行われなかった場合
③事前に自動再契約中止の申し出があった場合
④再契約後の積金の初回払込み日に、給料から控除された掛金が払込まれない場合

定期積金お届け印の共通化のQ & A

Q 1. 定期積金お届け印の共通化とはどういうことですか。

A 1. 4月以降に新規に給料天引きを開始する定期積金につきましては、そのお取引印を「共通印鑑票」で届出させていただきご印鑑とします。

従来、お申込みの都度に届出いただいた印鑑票の提出は不要となり、お客様のお手数を軽減するものです。